

●香川県告示第90号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成25年2月26日から同年3月12日まで丸亀市漁業協同組合において縦覧に供する。

平成25年2月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

丸亀市富士見町5丁目9番1号 九郎座 勝

丸亀市富士見町1丁目1番16号 田中 貞一

丸亀市富士見町1丁目4番41号 伊藤 茂男

2 加入区の名称

丸亀加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

丸亀市漁業協同組合